

令和6年度箕輪町防災交流施設維持管理等業務 公募型プロポーザル審査要領

1 基本的な考え方

審査にあたっては、内容を公平かつ客観的に評価し、委託する業務の目的が達成できるように最適な事業者を選定すること。

2 審査者

審査者は、箕輪町の職員5人以内とし、企画振興課において選出する。なお、審査者氏名等の公表は一切行なわない。

3 提案に対する評価

次の評価基準に基づき審査する。

評価項目			評価の基準	配点	
価格以外 の評価点 (80点)	提案者評価 (20点)	履行 実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理等業務の実績があるか。 ・当該地域や各種団体と連携した地域活性化の実績があるか。 	10点	
		業務 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者や主担当者の経歴その他の業務実施体制が本業務の履行に当たって相応しいものとなっているか。 	10点	
	提案評価 (60点)	提案内容 の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の目的や町の現状等を十分に把握し、反映した提案になっているか。 	20点	
		提案内容 の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務体制、見積金額、提案内容を総合的に判断して実現性があるか。 	20点	
		提案内容 の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の賑わいや活用等が期待できるような内容になっているか。 ・地域の人々との関わりを持ち、地域活性化に繋がる提案が見られるか。 	20点	
	価格評価 (20点)			最低見積額 ÷ 見積金額 × 価格点の配点	20点

4 受託候補者の決定

評価点の合計が、最も高い提案者を受託候補者とする。ただし、第1受託候補者が辞退等した場合は、次に評価点の合計が高い提案者を受託候補者とする。なお、合計点が高い者が2者以上ある場合には次により受託候補者を決定する。

- (1) 「提案内容の的確性」の評価点が異なる場合は、その評価点が高い提案者を受託候補者とする。
- (2) 「提案内容の的確性」の評価点と同じ場合、「提案内容の実現性」の評価点が高い提案者を受託候補者とする。
- (3) 「提案内容の実現性」の評価点と同じ場合、「提案内容の有効性」の評価点が高い提案者を受託候補者とする。
- (4) 「提案内容の的確性」、「提案内容の実現性」、「提案内容の有効性」の評価点と同じ場合は、本事業に関係のない箕輪町職員にくじ引きをさせ受託候補者を決定する。